

お願い

- ※ 部門ごとに別葉で作成してください。
- ※ 書部門の作品について、選外作品は返却いたしません。
- ※ 自動作成される作品票は、100までです。100を超える場合は、ファイルを複製してご利用ください。
- ※ 下記エクセルファイルをご利用いただき、搬入期間より前に、各搬入先メールアドレスに申込一覧表のデータを送信してください。

【提出締切】

学校経由 各振興局9月2日（火）、和歌山県民文化会館9月12日（金）

団体経由 各振興局9月10日（水）、和歌山県民文化会館9月17日（水）

（なお、セキュリティの問題上、USBメモリ・FD等での提出は受付できません。）

※作品搬入時には紙に印刷した出品票を必ずご持参ください。

- ※ 入賞、入選作品に選ばれた場合、このデータを元にキャプション、賞状等を作成しますので、漢字等の記載間違いのないようによくご確認ください。
（例： 崎・崎・碕の区別 浜・濱・濱の区別 等）
常用漢字以外の文字を使用する必要がある場合には、作品出品時に受付担当者へお知らせください。
- ※ **複数の児童・生徒をまとめて出品する際は、実際の作品と作品票貼付の互い違いに御注意ください。**

学校経由出品に係る注意事項について

1. 出品できる作品

- ・ 学校経由で出品できる作品は、「**絵画（四ツ切画用紙）**」と「**書**」の2種類です。
- ・ 「**絵画**」作品は**四ツ切より小さい、または大きいサイズの画用紙作品は出品不可**です。
- ・ 「**書**」作品規格について、本年度より、作品の創造性・芸術性を尊重するため、たて書き、よこ書きは問いません。また、作品には学校名、学年、氏名を記載しないでください。（氏名等の記入がある場合、出品不可とします。）

2. 出品方法

- ・ 作品は、学年や学級単位ではなく、「**学校単位**」でとりまとめて出品してください。
- ・ 作品は**学年ごとに仕切り紙やフセン等で仕分けして**出品してください。

3. その他

- ・ 出品は、原則として学校最寄りの搬入先での受付を想定していますが、最寄りの搬入先の搬入期間に出品が間に合わない場合は、和歌山県民文化会館での受付も可能です。
- ・ 学校への巡回返却は実施しておりません。返却は各搬出場所までお越しください。

◆ 県文化学術課のホームページにジュニア美術展覧会に係る詳細を掲載しております。